八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月30 日

八　街　市　長　北村新司

八街市条例第 25 号

八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八街市水道事業の設置等に関する条例（昭和４２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「３７，７６０人」を「３４，８００人」に改め、同条第４項中「１１，３８０立方メートル」を「９，９００立方メートル」に改める。

第８条の見出し中「負担附き」を「負担付き」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。